法律

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十二月三日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第九十六号

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、最近の経済金融情勢及び雇用環境の下における我が国の中小企業者及び住宅資金借入者の債務の負担の状況にかんがみ、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配意しつつ、中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時の措置を定めることにより、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を期し、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

一　銀行

二　信用金庫

三　信用協同組合

四　労働金庫

五　信用金庫連合会

六　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を行う協同組合連合会

七　労働金庫連合会

八　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を行う農業協同組合

九　農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を行う農業協同組合連合会

十　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合

十一　水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合連合会

十二　水産業協同組合法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合

十三　水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

十四　農林中央金庫

2　この法律（第四条を除く。）において「中小企業者」とは、次に掲げる者をいう。

一　資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下の会社及び個人であって、一般事業（金融業その他の政令で定める業種に属する事業以外の事業をいう。以下この項において同じ。）を行うもの

二　中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であって、一般事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が一般事業を行うもの

三　協業組合であって、一般事業を行うもの

四　医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの（前三号に掲げるものを除く。）

五　商工組合及び商工組合連合会であって、一般事業を行うもの又はその構成員が一般事業を行う者であるもの

六　商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であって、一般事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が一般事業を行う者であるもの

七　生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもののうち、一般事業を行うもの又はその構成員が一般事業を行う者であるもの

八　酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

九　内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

十　その行う事業の特性を勘案し前各号に掲げる者に準ずるものと認められる者として政令で定めるもの

3　この法律において「住宅資金借入者」とは、住宅資金（持家（自ら居住するため所有する住宅をいう。以下この項において同じ。）としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又は持家である住宅の改良のための資金をいう。第五条において同じ。）の貸付けを受けている者をいう。

（中小企業者に対する信用供与についての対応）

第三条　金融機関は、中小企業者に対する信用供与については、当該中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟にこれを行うよう努めるものとする。

（中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合等における対応）

第四条　金融機関は、当該金融機関に対して事業資金の貸付け（以下この条において単に「貸付け」という。）に係る債務を有する中小企業者（第二条第二項に規定する中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。以下この条において同じ。）であって、当該債務の弁済に支障を生じており、又は生ずるおそれがあるものから当該債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合には、当該中小企業者の事業についての改善又は再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、できる限り、当該貸付けの条件の変更、旧債の借換え、当該中小企業者の株式の取得であって当該債務を消滅させるためにするものその他の当該債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置をとるよう努めるものとする。

一　第二条第一項第三号、第六号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関

二　金融機関の子会社（金融機関がその総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権をいう。第四号において同じ。）の過半数を保有する会社をいう。）、銀行の親会社（銀行の総株主の議決権の過半数を保有する会社をいう。）その他の金融機関と政令で定める特殊の関係のある者

三　大会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第六号に規定する大会社をいう。次号において同じ。）

四　大会社の子会社（会社がその総株主等の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。）その他の大会社と政令で定める特殊の関係のある者